

京都市配食サービス事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて高齢者の安否を確認することによって、高齢者の生活の維持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護者等」とは、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者をいう。

(サービスの内容等)

第3条 この事業におけるサービス(以下、「サービス」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 栄養バランスのとれた食事の配達による提供
 - (2) 安否の確認
 - (3) その他この事業の実施にあたり市長が必要と認めるもの
- 2 前項第1号に規定するサービスの提供は、1日に1回とする。
- 3 サービスを提供する日は、サービス利用者(以下、「利用者」という。)がサービスの提供を希望する全ての日とする。ただし、次条第1項に掲げる事業者が対応できない場合を除く。

(委託)

第4条 市長は、前条第1項に掲げる業務について、別に定める基準を満たす事業者に委託することができる。

- 2 市長は、前項の業務の他、次の各号の業務の全部又は一部を委託することができる。
- (1) 申請の受付に係る業務
 - (2) 利用決定に係る業務
 - (3) 利用者の苦情対応
 - (4) その他この事業の実施にあたり市長が必要と認めるもの

(対象者)

第5条 サービスを利用できる者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 本市内に居住する60歳以上の在宅の要介護者等で、次のア又はイのいずれかを満たす者
 - ア 当該要介護者等のみで構成される世帯
 - イ 当該要介護者等のほか、身体又は精神の障害等により買物及び調理ができる状態にない者だけで構成される世帯
- (2) 市長が必要と認めた者

(利用の申請)

第6条 サービスを利用しようとする者は、市長に申請しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請を受けた日から21日以内に、サービスの提供に関し必要な限度において、当該申請者の生活状況、身体状況、世帯状況及びその他必要な事項について調査を実施する。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の調査の結果、第5条に規定する要件に該当すると認められたときは、調査実施日から21日以内にその者にサービスを提供することを決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者が正当な理由なく要件確認調査を拒んだとき
- (2) その他、サービスを提供することが適当でない特別の事情があるとき

(利用料)

第9条 利用者は1食当たり500円を限度として、サービスの利用料を負担するものとする。

(サービス提供の終了等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を終了するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本市の区域を越えて居住地を移したとき
- (3) サービスの利用を取り止める旨を申し出たとき
- (4) 第5条の規定に該当しなくなったとき

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの提供を終了することができる。

- (1) 虚偽の申告をしていたことが明らかとなったとき
- (2) 正当な理由なく、利用料の負担を行わないとき
- (3) 病院等に入院するなどして、6箇月以上、サービスを提供する必要がないと見込まれるとき

(利用者の義務)

第11条 利用者は、生活状況、身体状況、世帯状況その他申請時に申告した内容と異なる状況が生じたときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 利用者は、サービスの利用を休止又は終了するときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市配食サービス事業助成金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧要綱の規定は、なお従前の例による。

3 旧要綱第4条に規定する要件に該当する者として配食サービスを受けていたものにあつては、この要綱による改正後の京都市配食サービス事業実施要綱第8条第1項の規定による決定を受けた者とみなす。